

改正感染症法への対応について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、感染症に基づく特定病原体等の管理規制が強化され、弊社におきましてもこの改正に対応し、検査体制の一部を変更させていただきますので、御案内申し上げます。

改正感染症法では、特定病原体の取り扱いや運搬等について厳しく規制されており、先方にはご不便をお掛けする場合がございますが、何卒ご理解ご了承の程、宜しく願い申し上げます。

敬 具

2007年8月

* 法令についての詳細は、厚生労働省ウェブサイトを御参照下さい。

<http://www.Mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html>

● 特定病原体菌株での検査ご依頼について

- 1) 一種～三種病原体菌株を弊社集配者がお預かりする事は、法令上の要求事項に準拠した対応が不可能である事より、お断り致します。
- 2) 四種病原体と確定している菌株をご出検される場合は、感染症法に定められた容器を、ご出検施設様でご用意して頂いた場合のみ、受領、検査致します。
- 3) いかなる場合であっても、感染症法に定められた容器に入れられていない菌株の受領、運搬は感染症法違反となりますので、何卒ご理解の程お願い致します。

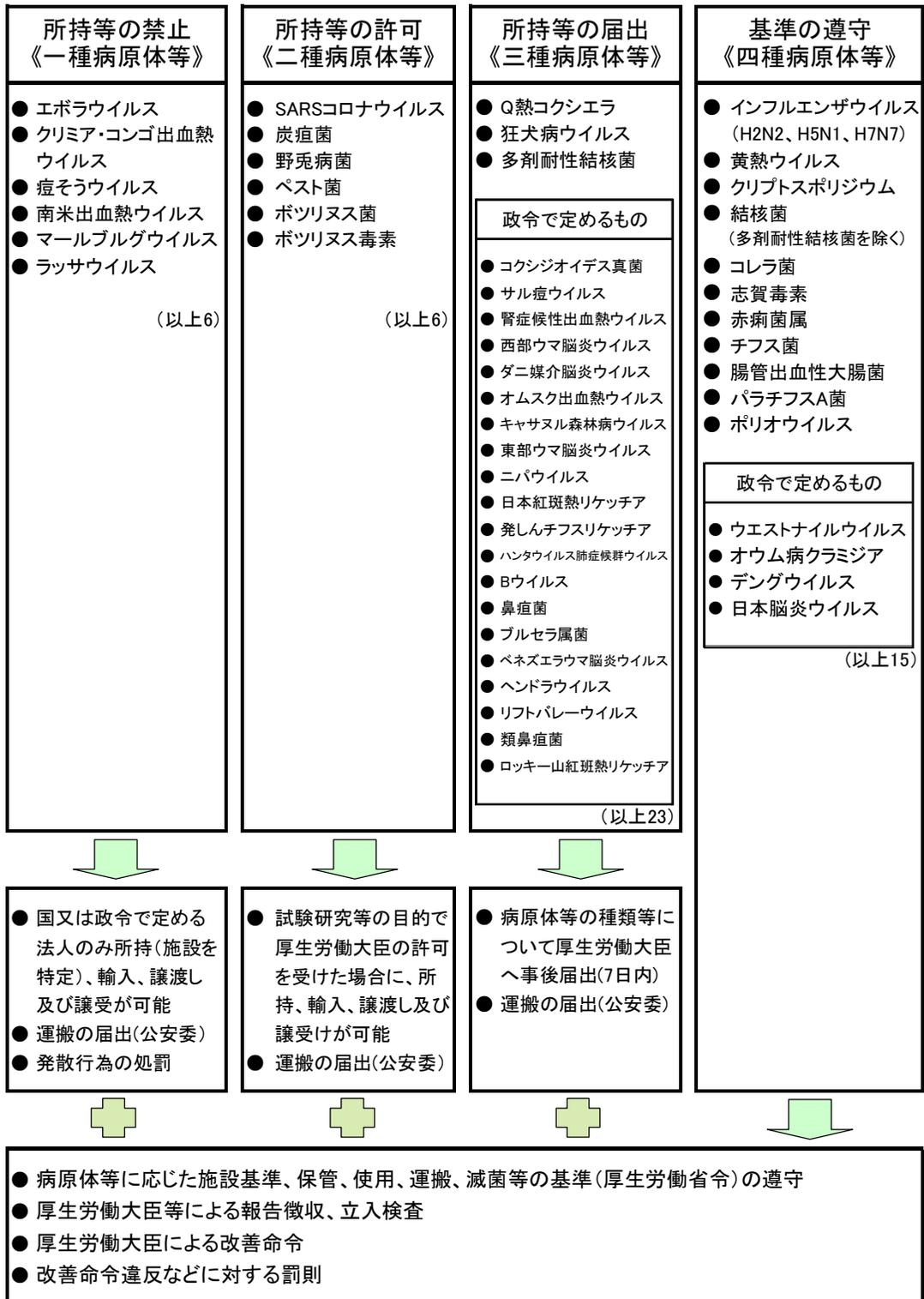
● 弊社で検出された特定病原体の取り扱いについて

- 1) 一種～三種病原体が同定された場合、報告日より起算して9日目（休日含む）に滅菌処理致します。滅菌処理に当たり、事前のご連絡は割愛させていただきます。
- 2) 四種病原体が同定された場合、結核菌を除き、報告日より起算して9日目（休日含む）に滅菌処理致します。結核菌は一ヵ月後に滅菌処理致します。滅菌処理に当たり、事前のご連絡は割愛させていただきます。
- 3) 一種～四種病原体の返却につきましては、原則行ないません。公的機関（保健所、地方衛生検査所等）の管理・監督下において、法令の定めに基づいた菌株の運搬を実施する場合のみ返却致します。

● その他の病原体の取り扱いについて

今回の改訂感染症法に該当しない菌株につきましては、従来通りの対応となります。

病原体等の適正管理について



特定病原体の取り扱いについて(細菌学的検査)

病原体の種類	一種病原体等	二種病原体等	三種病原体等	四種病原体等
菌株の受領について	受領出来ません。	受領出来ません。	受領出来ません。	出検先にて輸送容器をご用意して頂いた場合のみ受領致します。
検査可能菌種について	検査出来ません。	検査出来ません。	多剤耐性結核菌のみ検査致します。	結核菌、コレラ菌、赤痢菌属、チフス菌、腸管出血性大腸菌、パラチフスA菌は検査致します。
菌株の保管期間について	—————	—————	報告日より起算して9日目に滅菌処理致します。	結核菌以外は報告日より起算して9日目、結核菌は1ヶ月後に滅菌処理致します。
菌株の返却について	—————	—————	菌株の返却は、原則行いません。公的機関の管理・監督下において、法令の定めに基づいた菌株の運搬を実施する場合のみ返却致します。	
代表的な病原体	—————	—————	多剤耐性結核菌	結核菌、コレラ菌、赤痢菌属、チフス菌、腸管出血性大腸菌、パラチフスA菌他